

令和6年度沖縄県クリーニング師試験合格者

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、令和6年10月6日に実施した令和6年度沖縄県クリーニング師試験の合格者は、次のとおりである。

令和6年10月21日

沖縄県知事 玉城 康裕

受験番号

102	201	202	203	207	209	301
302	303	304	305	306	307	309
310	311	312	401	402	502	601
602						

※合格者には合格通知書を受験願書記載の住所に郵送しています。

クリーニング師免許証の交付申請について

1. 手続き方法

クリーニング師免許交付申請書（合格通知書と一緒に郵送されます）に下記の添付書類を添えて住所地を管轄する保健所の生活環境班(生活衛生班)に提出してください。

2. 添付書類

- (1) 合格通知書の写し
- (2) 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し
(クリーニング師試験の申込時から氏名又は本籍に変更がある場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本)
(住民票は本籍地の記載があるもの、かつ個人番号(マイナンバー)の記載がないものを添付してください。)
- (3) 医師の健康診断書
(健康診断書の参考様式を送付しますが、この様式でなくても問題ありません。)
(診断書には必ず、結核及び皮膚疾患等の有無について証明があること)
- (4) 業務を行おうとする場所を記載した書類(様式自由)
- (5) 沖縄県収入証紙5,600円
(銀行または各保健所内食品衛生協会窓口で購入できます)

3. クリーニング師免許申請について

クリーニング師試験に合格しても免許証の交付を受けなければクリーニング師としての資格を取得したことになりません。早めに免許申請を行って下さい。